

兵庫県サイバー犯罪対策ネットワーク会則

(名称)

第1条 本会は、兵庫県サイバー犯罪対策ネットワーク（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、サイバー関係事案に関して、関係機関・団体等が実態把握と情報共有を図るとともに、効果的な対策を推進することにより、サイバー関係事案から県民の安全安心を確保することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる活動を行う。

- (1) サイバー関係事案に関する実態把握と情報共有
- (2) サイバー関係事案の防止のための広報啓発
- (3) サイバー関係事案の起きにくい環境づくり
- (4) その他目的達成のために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 2 会員は、本会の目的に賛同する、関係機関、団体等で構成する。
- 3 会員になろうとする者は、事務局に入会申込書（様式1）を提出するものとする。
- 4 会員が本会を退会する場合は、事務局に退会届（様式2）を提出するものとする。
- 5 本会は、会員に、本会の趣旨等を逸脱し、運営に支障を及ぼす行為があった場合は、当該会員を退会させることができる。

(オブザーバー)

第5条 本会は、第3条に掲げる活動に関し、必要に応じて情報提供又は専門的な知見・助言を受けるため、オブザーバーを置くことができる。

(会議等の開催)

第6条 事務局は、本会の運営等に関して必要に応じて会員を参集して会議等を開催することができる。

(遵守事項)

第7条 会員は、本会の名義を使用した営利目的の活動は行わないものとする。なお、主催する行事等において本会の後援名義の使用を希望する場合は、事務局にその旨を届け出るものとする。

- 2 会員及び会員であった者は、第3条に定める活動内容並びに会議等を通じて知り得た個人情報等の秘密を漏らし、又は目的外に使用してはならない。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、兵庫県警察サイバーセキュリティ・捜査高度化センターサイバー企画課内に置く。

(雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会員の合意に基づいて決定する。

附則（施行期日）

この会則は、令和元年5月22日から施行する。

附則

この会則の一部を変更し、令和5年3月24日から施行する。

附則

この会則の一部を変更し、令和5年6月15日から施行する。

兵庫県サイバー犯罪対策ネットワーク事務局 行
(兵庫県警察サイバーセンター サイバー企画課)

入会申込書

兵庫県サイバー犯罪対策ネットワークへの入会を以下のとおり申込みます。

	申込年月日	
機関・団体名 (法人名)	フリガナ	
代表者氏名	フリガナ	
所在地	〒	

【連絡担当者】

部署・役職	
氏名	フリガナ
電話番号	
FAX	
メールアドレス	

(留意事項)

- ・上記事項に変更がある場合は、その都度、事務局まで連絡をお願いします。
- ・事務局からの連絡は、原則、連絡担当者のメールアドレス等に対して行います。
- ・各種活動に関する連絡、情報提供については、会員の属性に応じて行います。

(様式2)

兵庫県サイバー犯罪対策ネットワーク事務局 行
(兵庫県警察サイバーセンター サイバー企画課)

退 会 届

兵庫県サイバー犯罪対策ネットワークを以下のとおり退会します。

	申出年月日	
機関・団体名 (法人名)	フリガナ	
代表者氏名	フリガナ	
退会年月日		
退会理由		

【連絡担当者】

部署・役職	
氏名	フリガナ
電話番号	
F A X	
メールアドレス	